

単体規定 1-13	非常用の進入口
代替進入口の位置	
関連条項：法第 35 条、令第 126 条の 6	

【内容】

- ・ 下図において、▽のところに代替進入口の大きさ、構造の規定を満たす開口部があることを前提に、バルコニーが道路に有効幅 75 cm 以上面しておれば、代替進入口が設置されているものとみなす。

